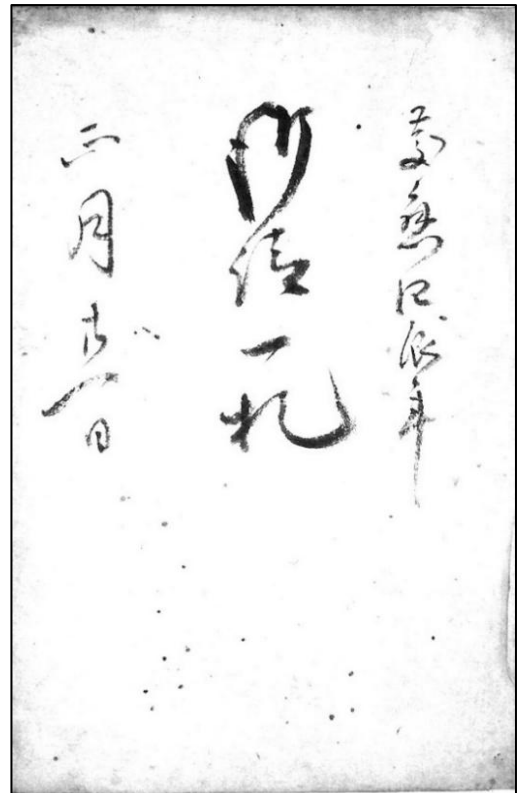
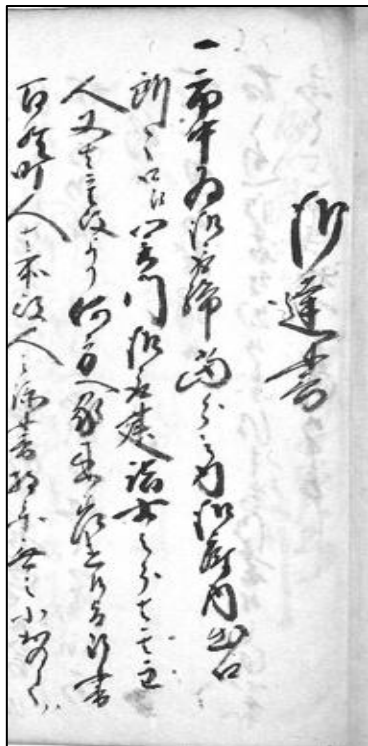


御請一札 慶応四辰年 正月廿一日 (資料番号 触書・回章14)



(一) 御達書 市中為取締の件

本資料は江戸市中への出入りの取締りに関する御達書と村人の請書とからなる。御達書は江戸市内の関門通行時に主人の断書又は役人の添書きが必要なこと、不審な旅人を宿泊させないこと、諸国往還の人馬賃を定めている。



〔釈文〕

一市中為御取締当分の間、御府内出口

所々口へ関門御取建、諸士の分は、其主

人又は其役より何方へ、家来差出候旨断書、

百姓町人は所役人の添書持参無之においては、

出入共一切通行差留、尤断書添書は関門にて

相改め怪敷子細も無之候得は、於同所右切手

相渡候て関門相越候間右切手持、不致旅人は、

御府内は勿論、道中筋并在々にて、決て旅宿

為致間敷、且右改不請押て通行可致旨仕

儀又は旅行切手持不致旅人は無用捨召

捕、尤手向およひ候はば、切捨候筈候 当時出府

途中にて関門通行方不相弁者共は、関門において

得と相糾、怪敷無之趣候得は相通せ候筈に候、

右の趣、御料は御代官、私領寺社共不洩様可

相触候

右の通、可被相触候

右の通、御書付出候条得其意御書付の趣、小前

末々迄不洩様可申達候事

江川太郎左衛門

辰正月五日

役所

諸国脇往還人馬賃銭等迄割増付置候、宿村

の有之候得共右に不拘来正月より一般元賃銭

の上へ、人馬賃銭共六倍五割増川場の分

式倍増と当分内、御定賃銭相払旅行

いたし、差添差立候筈候条、可得其意、尤京

家向前々人馬被下来候分并證文相添

一 差立候状箱、或は御用物又は諸向より、差立候御用状等は、是迄の通り、無賃にて継立可申事御用旅行の面々、木錢米代又は安旅籠

一 払候分相止め、当分の内、上下拘す一泊七百文一昼同三百文を相払候筈候、尤手輕に取賄申事可

一 御用旅行の向、通行候節、案内として罷

出候役人多人数に不及、老人罷出候様可致候杖払之義は、御朱印等重き品柄斗御役人旅行節は、格別其余は見斗不差出候ても不苦事

一 関東筋在々において、醤油・味噌・味林酒又は濁酒等造込五穀潰渡世のものは、穀物取扱候渡世のもの、猥に相成候趣相聞、凶年等の節、御取締筋に拘り候間、以来鑑札相渡稼方差免候積に付、右取調のもの廻村為致候醤油造のものは、老ヶ年造候高穀屋共は、売捌石高三ヶ年平均取調可申立候

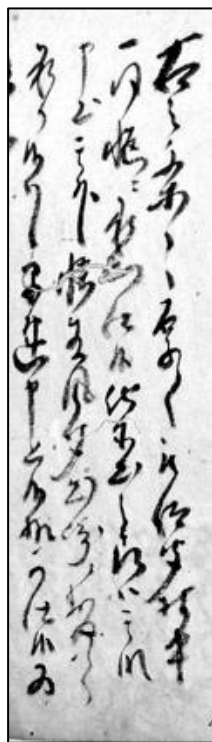
右の通り、関東八ヶ国御料は御代官、私領は領主地頭不洩様可被触知もの也十一月

一 方今の御時節柄に付、其村方の東海道筋近敷事故、定て京坂筋風聞可有之間、怪敷風聞も承り候はば、早々其段可申立旨被仰聞候、就ては小前においては御伝馬

御用崎(先)にて何敷怪敷風聞承り候はば、早々其段申出候、実事に無之共、風聞の事柄に候へば、御とかめ無之間、無遠慮可申出候

(二) 請書 村中一同慥に承知仕候

この文書は前の御達書での定めを守ること、街道筋の怪しげな風聞を届け出ることの請書であり、村人二十二人が連印している。



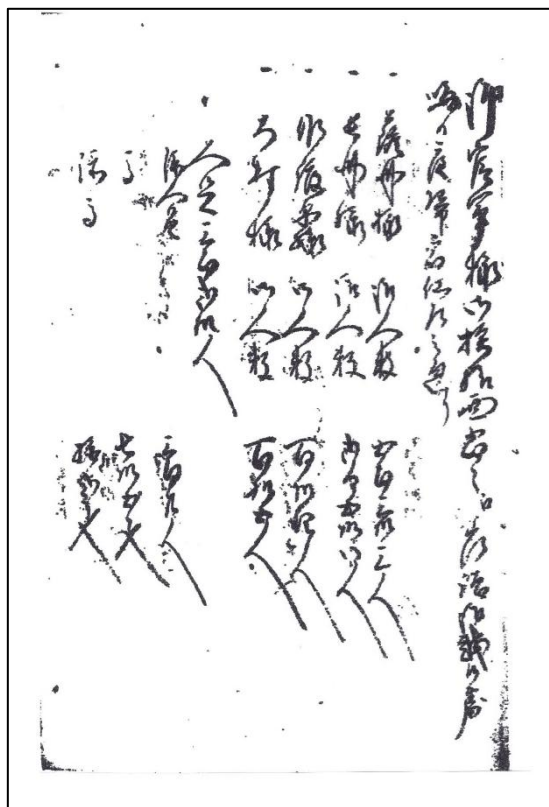
釈文

右の条々厚く被仰聞、村中一同慥に承知仕候、他所出の節は其段申出、其外怪敷風聞出崎(先)において承り候はば、早速申上候様可仕後證、御受連印一札差上申処如件

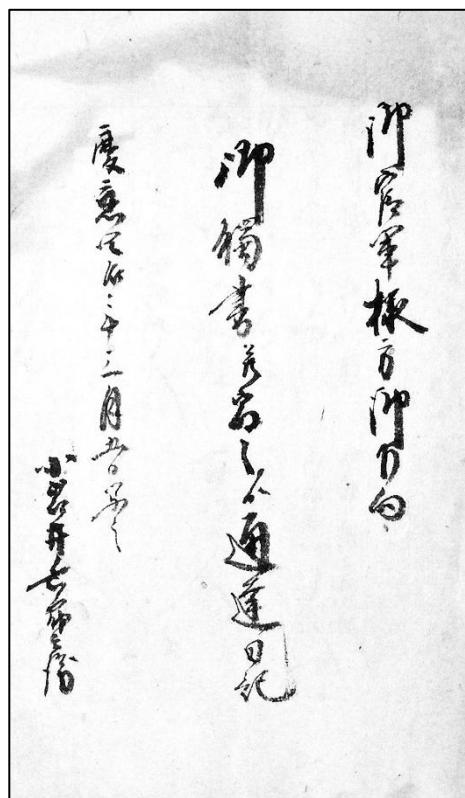
乙右衛門 印
与三左衛門 印
作左衛門 印
幾右衛門 印
藤左衛門 印

年寄
名主
同

六郎兵衛	勝右衛門	太兵衛	仁兵衛	五兵衛	齊兵衛	源左衛門	幸右衛門	徳右衛門	八郎左衛門	四郎左衛門	八右衛門	新右衛門	儀兵衛	伊助	忠七	清兵衛	孫右衛門	忠藏	六兵衛	安五郎	甚兵衛	久右衛門	清左衛門	宗左衛門	七郎左衛門	茂左衛門
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印



(二)官軍の編成・規模と行程



御官軍様方御下向 御触書并宿々より通達日記
慶應四年三月五日 (資料番号 触書・回章15)

〔釈文〕

御官軍様御模様、西宿々へ差詰御越候処、 晦日夜帰宿、左の通り			一	肥後様	御人数	九百廿八人
一	薩州様	御人数	五百三拾三人	引馬	三疋	
一	長州様	御人数	貳百五拾八人	人足	四百六拾五人	
一	佐渡原様	御人数	百拾四人	添人足	百拾貳人	
一	大村様	御人数	百拾五人	馬	拾貳疋	
人足	三百貳拾人			御勅使様		
添人足	三百廿人			柳原様		
馬	七拾五疋			橋本様		
添馬	拾貳疋			右付添		
添人足	三百廿人			一	藤堂様	御人数 千三百人
馬	七拾五疋				御通り雇有之由	
添馬	拾貳疋			一	吉田様	御人数
御手払	宿駕籠	四百人余		一	岡崎様	御人数
二日目	一	尾州様	御人数 千百四拾人	一	龜山様	御人数
一	紀州様	御人数 四百廿五人			右の外、諸家様御人数御座候得共相沢(分)り兼	
引馬	貳疋				一兩日も後る	
人足	三百三拾貳人			一	有栖川様御下向の由	
添人足	八十五人			一	嶋田宿より府中宿迄御宿陣御賄向、本多紀伊守様	
御手払	百五拾人程				代りにて沼津様へ被仰付、尤京都よりの御沙汰の由	
人足	拾五疋			一	佐渡原様御人数の内、早追にて沼津へ御出立の上	
馬	拾五疋				蒲原宿より箱根宿まで道中筋取締向、宿附御賄向	
三日目					被仰付候	
一	備前様	御人数 四百五拾人		一	興津宿・江尻・由井三ヶ宿の儀は、柳原越中守様・	
引馬	三疋				田上寛藏様御同宿にて、道中筋御懸り京都より、被	
					仰付候	
				一	宮宿より金谷迄、為御手当金百貳拾五両被下、布団・	

桐油其外雜費として金貳拾五兩被下、役場帳付へ
金拾五兩入足賄のものへ金五兩被下、右は宿の御掛
の御大名様より御手当被下候由

一 嶋田宿より沼津宿にて御請持に付不取敢、宿駕籠

桐油其外雜費として金貳拾五兩、猶又宿役人

助郷惣代へ金拾兩被下、其余の儀は、沼津様にて

追々御手当被下候趣被仰出候、右の趣、沼津宿

安五郎より承り候趣に御座候

廿八日

一 沼津宿御泊込

薩摩様 御人数 五百三拾三人

但し御宿三十三軒

長州様 御人数 貳百八十七人

但し宿廿軒

左渡原様 御人数 百廿八人

但し宿拾軒

右は、翌廿九日御出立にて三嶋宿・箱根宿兩宿へ御泊りの趣に付、昨夜三嶋宿承り候處、左渡原様御人数、外に薩州様御人数都合貳百人余、俄に廿九日八ツ時頃二本松新田佐野村御泊り御越に相成、御殿場通り御通行の由昨晦日、三嶋宿へは薩州様・長州様御人数五百人程御泊りに相成り、宿内兩口へ拾四人位御出張に相成上下御通行のもの、忝人別嚴重御調立の事

一 箱根宿へは、薩州様・長州様御人数五百拾人余御泊りに相成候、右は同宿へ出役のもの承り取調候處、御同勢宿々御逗留歟、亦是御出立向等更に相分不申、時々御模様為相知承り候廉々、凡御しらせ申上候

一 小田原宿へは昨晦日、大村様御同勢六拾七人程当宿

御泊り込に相成、彈藥三拾六棹・大砲老組・其外玉箱

并籠長持七棹・荷物四棹・兩掛ケ老荷_レ省(差当、凡

人足百貳拾人余、当宿より畑宿迄、人足差上御泊込に

相成、尤着の上、上下御通行、自余嚴敷御取調有之候事

一 日光様、今以御逗留に相成候、別段相替り候儀無御座候

委く混雜致、御通し可被下候

一 薩州様・長州様・大村様、追々当宿へ御泊りに相成候

御出立の模様、更に相分り不申、此段凡為念申上候

早々以上

右の通り、西宿より申来候間、此段写を以為御知ら

(御知らせ)申上候以上

三月朔日

大磯宿

問屋

孫 平

市右衛門

平塚宿

田中孫右衛門様

原田勝右衛門様

平田 又平衛様

其宿々御掛り紺屋町并久能御出張御方とも御模様早々御通達被下候、沼津宿にては追々御知らせ御座候大意竹挾を以得御意候、然ば此度御官軍御繼賄為心得、府中宿の儀、年寄本陣兼

平左衛門并帳付重立候もの、先日中より西宿迄出役致右、平左衛門儀今朝帰宿度候処、袋井より先宿々在々の様子等相分候得共、中々以存外成賄の由に御座候、別して御休泊宿々においては、莫大の手数相掛り然る処、右の御先方御道中掛り分は、其宿々御受持掛り大名衆其外の御出役方へ、都て懸合相成候趣御座候得共、是以詰り宿役人并本陣の手を放候訳には

相成不申、且彈藥・長持五拾五棹へ悉、車にては受け置場等も無御座、御厳重被仰付候由、既に袋井宿にては右置場・新規建物も致候趣御座候、問屋場并東西見附には、其宿掛り御出役様方は勿論御固め被成、幕を張有之由、且御取賄向の儀は、逆も難尽

筆紙候、江尻宿において宿役人并本陣共明け、

丸子宿迄三四人出役被下候、興津宿より蒲原宿迄の儀も、必御油断無之様可被成候、逸々御心得に相成候儀等申入度候得共、実々書取兼候儀に御座候、御察し可被成候

橋本様

明廿八日駿府宿着に御座候

柳原様

有栖川様外五頭様へも一昨夜荒井御泊りの由、弥々追々御下りに相成候

御両卿様、駿府御逗留には相成申間敷と奉存候

昨日駿府へ御入込に相成候、御同勢は多分明日にも、御逗留に可相成敷、今日必御出立には不相成趣に御座候先は、右の趣申入度、吉原より三嶋迄の儀も可然御通し可被下以上

辰二月廿七日

駿府出役

野村平作

江尻宿

蒲原宿

夫より

三嶋宿迄

御同勤中様

追て今般の御取賄の向は、本文申上候通りに付、次宿より心得触杯を便りに被成候得は、差向手違等出来可申哉奉存候、此段為御心得申上候、左様御承り可被成候前書の通、申越候間、御通達致候

二月廿九日

三嶋宿

問屋

年寄

箱根宿

御問屋

御年寄

中様

前書の通、箱根宿より宿知らせ到来仕候間差送り申候御写取、平塚宿より先宿へ御継立可被下候

小田原宿

浅井 吉兵衛

関村佐五兵衛

大磯宿

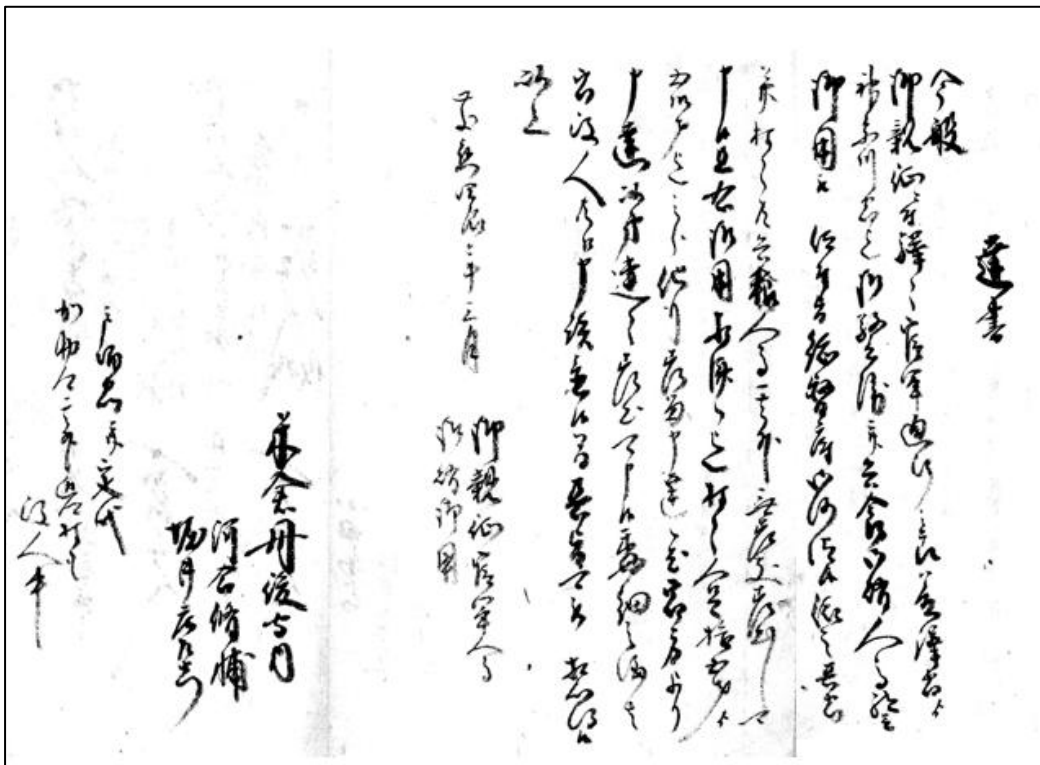
先々

御同勤中様

2-15 官軍様東下 人数など一覧								
部隊名	人 数	人 足	添人足馬	添 馬	引 馬	御手拂人	御手拂馬	
薩州様	533							
長州様	258							
佐渡原様	114							
大村様	115							
		320	320	75	12	400余		
尾州様	1140							
紀州様	425							
		332	85			2	150	
備前様	450					3		
肥後様	928	465	115	15		3		
御勅使様	2	柳原様	橋本様					
藤堂様								
吉田様								
岡崎様								
亀山様	1300							
合 計	5265	1117	520	90	12	8	550余	
	人 数	人 足	添人足馬	添馬	引馬	御手拂人	御手拂馬	

(二) 達書
御親征に付、
馭々官軍通行の節

官軍に恭順した米倉丹後守が藤沢宿から神奈川宿まで御親征官軍の警衛、兵食、人馬継立御用を仰せ付けられたことを知らせ宿々に協力を指示する旨の達書である。



釈文

達書

今般

御親征に付、駅々官軍通行の節藤沢宿より
神奈川宿迄御警衛并兵食御賄人馬繼立
御用被仰付旨、総督府御沙汰候、依之其宿
并村々共、兵糧・人馬其外無差支差出し可
申候、且右御用相済候迄、村々人足拾五才より
五拾才迄の分、他行差留申達候、尤宿方より
申達次第速々差出可申候間、委細の儀は
宿役人共へ申談置候間、其旨可被相心得候
以上

慶応四辰年三月 御親征官軍人馬

御賄御用

米倉丹後守内

河合 脩輔

堀井庄左衛門

戸塚宿并定代

加助郷其外近郷村々

役人中

三月六日御着

薩州様壱番隊

篠原冬一郎様(組)

はりまや市兵衛

廿拾四人

様

下人貳人

〆貳拾六人

御同人様貳番隊

山口孝八郎様組

貳拾壱人 様

松沢屋亀太郎

下方貳人 様

〆貳拾三人

御同人様三番隊

吉田喜藏様組

十九人 様

木くりや仲五郎

下(人)貳人 様

〆廿一人

御同人様四番隊

若松重(十)左衛門組

金澤屋源右衛門

貳拾壱人 様

下(人)貳人 様

〆貳拾三人

官軍諸役者

千田伝一郎 様

有馬休八 様

藤井直二(次)郎様

隅元一(四)郎右衛門 様

有馬意運 様

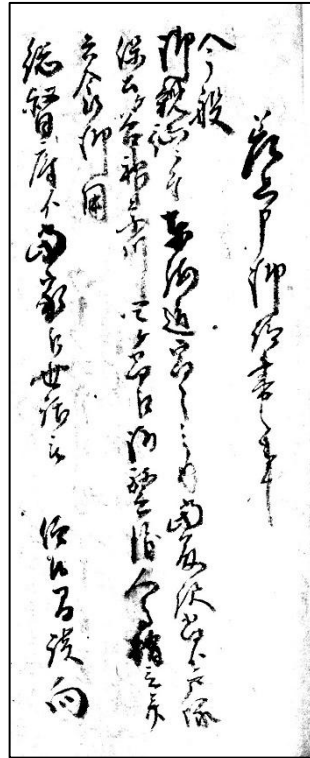
付足輕貳人 様

下人六人 様

〆拾三人

(三) 差上申御請書之事

前書の触書に従って御用のお受けすること及び賄などの内容を記している。



釈文

今般

御親征に付、東海道宿々の内、当藤沢宿より

戸塚・保土ヶ谷・神奈川四ヶ宿御警衛人馬賄立并

兵食御用

総督府より、当家へ世話被仰候間、諸向

ヶ条左の通り

御休泊御賄方の事

但

- 一 昼飯壺人分 錢百文 白米貳合の見賦御沙汰の事
- 一 泊壺人分 金壺朱と白米四合の見賦御沙汰の事
- 一 御膳部入念候様、尤宿々問屋見競候上、可申付事
- 一 金穀の事

但

宿助郷始最寄村々物持共より、為差出印書相渡置、追て代料御下げ次第、引替可申に付、兼て白

米用意致置、何村誰何俵と申、員数前に書出し可申事

松明の事

但

一 是は、近郷村々より高割を以可差出候事
一 臨時御用駕籠の事

但

一 東海道筋何れの宿方にても、差支勝に有之
一 次第及間合候処、畢竟我物に不取扱より紛失
一 致候儀故、此度

御親征御用中は、宿助郷共高割を以何挺も補理置、人馬操出し高に応じ、助郷よりも差出置、御用駕籠不用にて外荷物より多分入込分は、助郷惣代出張の者より、切手引替に相預り置、御用弁專一の事
一 人馬操出御賄立の事

但

一 是は、宿方は是迄御定の通、人馬相立助郷は定
一 助郷と唱候分は不及申、加助郷に至迄除高に
一 不拘、戸塚宿より附属致来候分は、其村々毎
一 人別帳に有之候男子の分、村役人を引除、十五才
一 より五拾才まで名前并年齢・人足・馬等不洩
一 落書出置、御用の節は、戸塚宿役人共相触
一 次第、無滞差出可申事

代加近(郷村)合

最寄村々

名主

組頭

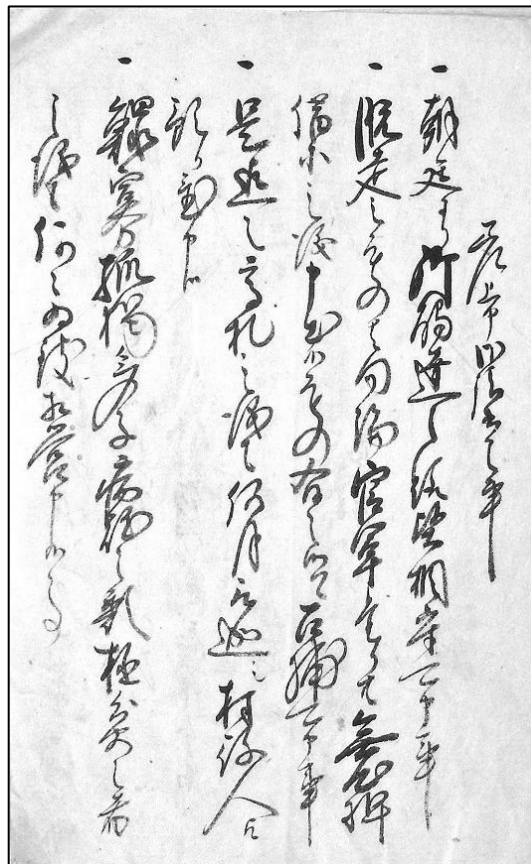
連印

- 一 御改革高百石に付、金壺両宛、明六日伊勢屋清左衛門方へ持参の事
- 一 并夜着・布団・員数取調申出の事
- 一 右同断、金貳両来る十日持参の事
- 一 松明三千本用意の事
- 一 駕籠へ遣候布団貳百枚用意の事

差上申御請之事 慶応四年（資料番号 触書・回章16）

この文書は朝廷からの通達、脱走者の召捕り、これまでの高札の取外し、鰥寡・孤獨・多子・病難の者の処遇の実施などを、宿場組合にて守る旨の内容の請書である。

（二）差上申御請書之事



釈文

差上申御請之事

- 一 朝廷より御触達の趣、堅相守可申事
- 一 脱走のものは勿論、官軍たり共、無心・押借等の儀申出候もの有之候はば、召捕可申事
- 一 是迄の高札の儀は、何月（皆以）取迦し、村役人へ預り置申候

一	鰥寡孤獨・多子・病難の類・極貧の者の儀は何々為致相営申候事	
一	脱走体もの潜居罷在候はば、早速可訴出事	
一	人別帳の外、下男食客のもの左に	
一	老人 隣村何村より当辰二月より来る	
一	巳の二月迄老耆相雇申候	名
一	老人	同
一	同 食客のもの	有
一	同	無
一	売人たり共、出所不分明の者止宿の儀、被仰渡候事	
一	脱走賊の類、多勢群来り制止難出来	
一	節は、其所の名主より直に、注進可及候の事	
一	関東取締方付属廻村の事	
一	右の条々、今般被仰渡承知奉畏候、万一	
一	脱走の類、立廻申候節は、急速御注進	
一	可奉申上候	以上
	慶応四年辰年七月日	
	相模国鎌倉郡	
	戸塚宿組合	
	同州同郡何村	
	名主	
	組頭	

鰥寡孤獨(カンカコドク)

鰥：老いて妻のいない夫

寡：老いて夫のいない妻

孤：みなしご

獨：子のない老人

身寄りがなく寂しく暮す独り者、またはその寂しいさま

出典 「孟子」 梁恵王

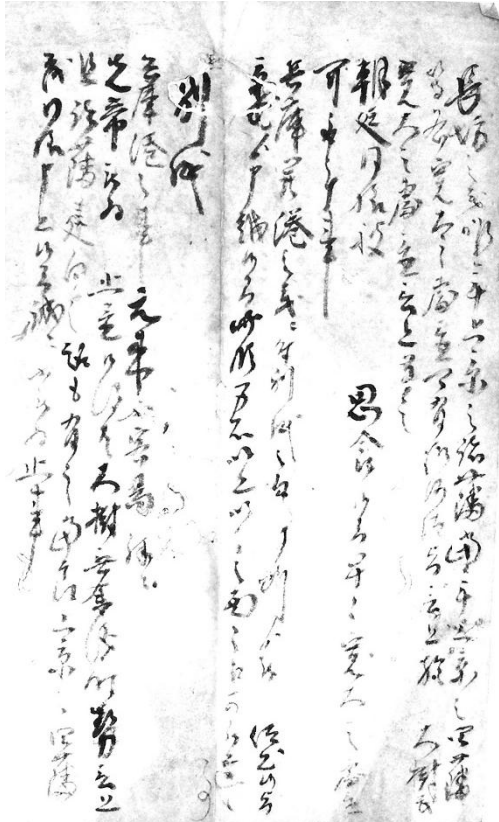
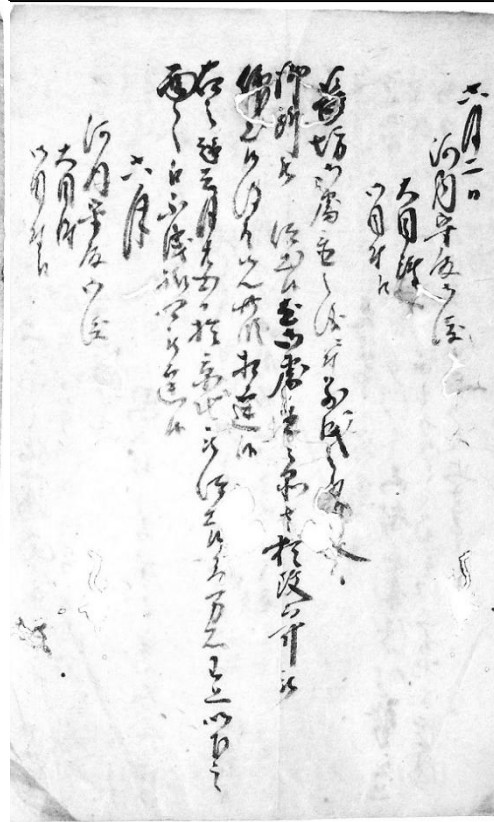
国家法制の始まりとなる平安期の律令において「鰥寡、孤独、貧窮、労疾」に対し要援護、要救済の対象と規定している。

明治維新政府は慶応四年三月十五日、太政官布告による「五榜の掲示」で「鰥寡孤独廃疾ノモノヲ憐ムベキ事」が出されている。新政府の支配下にある地域の高札場に掲示された。

鰥寡孤独の者に対する憐みの推奨は江戸幕府の統制をそのまま踏襲したものであるが、明治新政府も改めてその旨を諸藩に示した。

御触書(断簡) 慶応四年十月(資料番号 触書・回章120)

この資料は幕府内における第二次征長後の長州藩の処置、兵庫開港についての触書、私的な書状部分(判読不可部分が多い)、新帝即位と改元の触書部分、などの集成である。



(二) 長防の儀

〔釈文〕 六月二日

河内守殿御渡

大目付

御目付へ

長防御処置の義に付、別紙の通り

御所被仰出候、尤御処置の品は、猶改て、可被

仰出候得共、先、此段相達候

右の趣、去月廿五日於京地被仰出候間、万石以上以下の
面々へ、不洩様可被達候

(二) 長防の儀 触書本状

〔釈文〕 六月

河内守殿御渡

大目付

御目付へ

長防の義、昨年上京の諸藩、当年上京の四藩
等、各寛太の処置可有御沙汰旨言上、於大樹
寛大の処置言上有之候

朝廷同様被思食候間、早々寛大の処置
可取計事

(三) 兵庫開港の儀

〔釈文〕

兵庫開港の儀に付、別紙の通、御所より被仰出候旨
京地より申越候間、此段万石以上以下の面々へ可被達候事
別紙

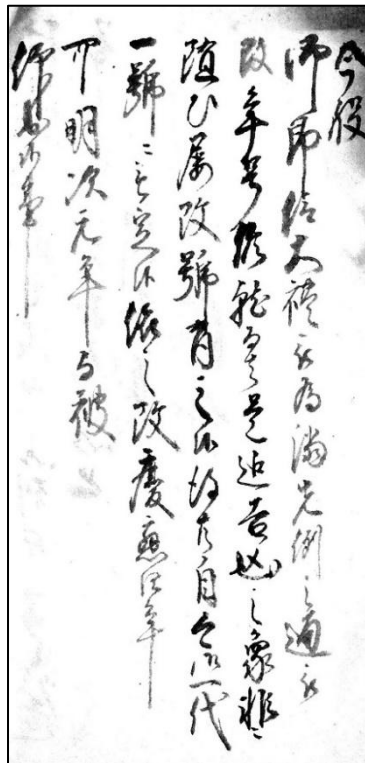
兵庫港の事、元来不容易、殊に

先帝被為止置候得共、大樹、無余儀時勢言上、

且諸藩建白の趣も有之、当節上京の四藩

も同様申上候間、誠に不被為止事

(四) 新帝即位と改元の定



〔釈文〕

今般

御即位大礼被為済、先例の通、被

改年号候、就ては是迄吉凶の象兆

随ひ、屢、改号有之候得共、自今御一代

踐祚と即位

踐祚：先帝の死去あるいは譲位の直後に
皇嗣が天皇の位を継ぐ儀式。
皇室行事。

即位：天皇踐祚の後、即位の大礼を行い
天下に布告する儀式。国家行事。
現行皇室典範では即位に統一。
出典「広辞苑」

慶応から明治への経緯

慶応2年 12月25日 孝明天皇崩御
慶応3年 1月9日 睦仁親王踐祚
第122代天皇
慶応4年 8月27日 睦仁親王即位
明治天皇

明治元年(慶応4年)9月8日 改元の詔、
慶応4年を元日に遡って明治元年とする。
一世一元の勅発布。

一号に被定候、依之改慶応四年
可(為)明治元年旨、被
仰出候事
九月

右の通、御書付出候条、得其意、此廻状
村名下へ名主(令)請印、以刻付早々順達
留り村より可相返候 以上

辰

九月廿四日

江川太郎左衛門

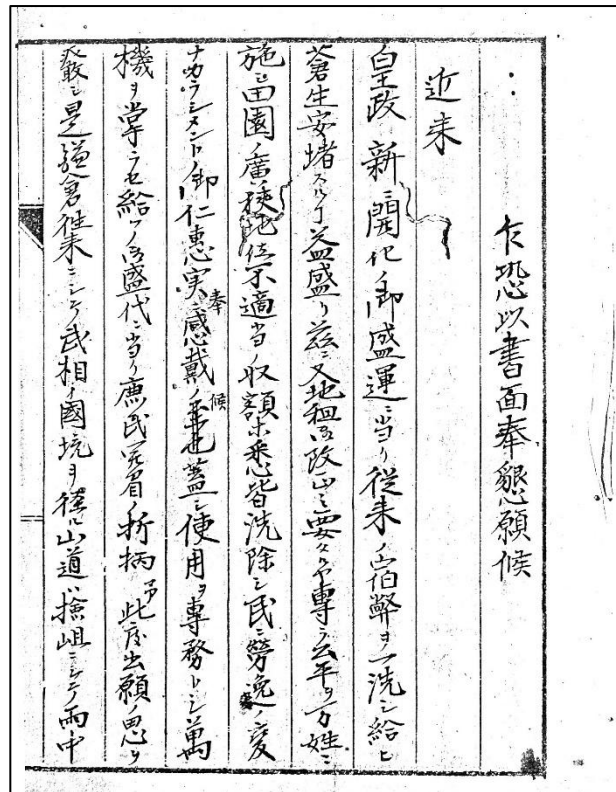
役所 印

乍恐以書付奉懇願候 明治九年七月

(資料番号 新道開拓關係12)

この文書は開国に伴い鍛冶ヶ谷村から上大岡・横浜方面への交流が盛んなり、従来の鎌倉道經由の相武国境を通行するのは難渋するので、新しい道路の開拓改修を願ひ出る文書である。

(一) 新道開拓願書



書下し文

乍恐以書面奉懇願候

近來皇政新ニ開化ノ御盛運ニ當リ從來ノ宿弊ヲ一洗シ給ヒ
蒼生安堵スルヲ益盛リ茲ニ又地租御改正之要タルヤ

専ラ公平ヲ万姓ニ

施シ田園ノ廣狹地位不適當ノ収額等悉皆洗除シ民ニ勞逸ノ變

ナカラシメントノ御仁惠実ニ奉感戴候蓋シ使用ヲ專務トシ萬
機ヲ掌ラセ給フノ御盛代ニ當リ庶民開眉ノ折柄予此度出願ノ思ヲ
發シ是鎌倉往來ニシテ武相の國境ヲ經ル山道は險峻ニシテ雨中
人馬ヲ通スルヲ能ハス又於茲年ヲ經ルヲ僅シテ變死ノ憂ヲ見ルヲ
妻々也予七十有余ニシテ何ソ積善ノ志ヲ立ンヲ願ニ

其近傍ニ居シテ之ヲ

傍觀坐視スルニ忍ヒス然リ累年ノ心慮ニシテ新ラタニ街道ヲ開キ人馬
往來ノ救助センヲ願フニ其地同縣下第貳大區五小區日野村之配所

ニシテ之ヲ自由ニ開拓スルヲ得ス虽(雖然)予積年ノ心慮ヲ損スルヲ悲

然ル開化ノ御盛代ニ當リ奮發止ヲ得ス今般日野村ヘ示談及候処夫々配
慮ヲ得ルニ固ヨリ農民作地ヲ減スルハ生身ヲ斷セラルカ如ク

嫌フハ平素ニ

候處開墾地ニ臨シテ大道ヲ作ルヲ先々ネルカ如シ方今外交モ
盛ネレハ偏邑ノ諸品運輸ノ便ヲナスハ國益ノ一助トナラント

之ヲ賞シ

テ其筋地方ニ關スルモノ一名トシテ無漏脱示談行届依之

場所ニ望ミ築造の

目算スルニ從前作地ノ往來ヲ元トシテ之ヲ切廣ケ新ラタに

潰地聊何畝分ヲ通ス

因テ双方内得之上戸長江申出候処乍尤其義一存ノ承諾ニモ相成兼

臨時ノ議會ヲ催シ其左右ヲ可決答トノ後集評ノ畢竟夫々關

係ノ衆人苦情無之於ハ聊防ケ無之趣因茲示談確定ス其後

官ケ谷根方其子細ヲ不論無筋ニ不服之もの有之ト申示談証各

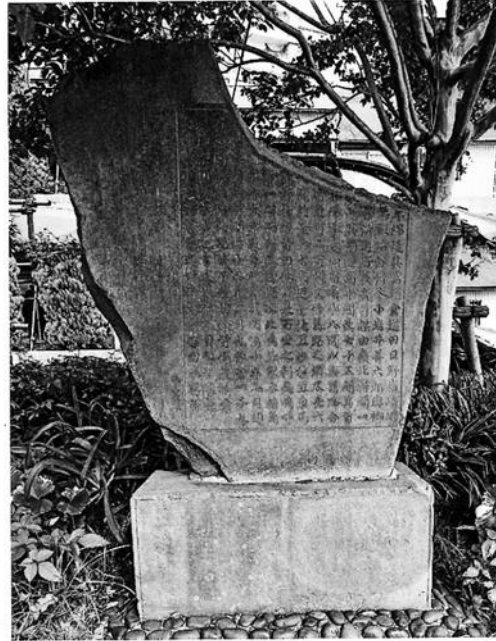
調印ノ上障害ノ為メ上言スルヲ得ス日夜苦心焦思ヲ以如此ナルハ

実ニ九腸寸斷ノ至也ヨッテ老父ガ切迫ノ至リ堪ス仰冀此章ヲ以

御採用之程奉願上候



七曲道祖供養塔・道標



七曲鎌倉新道記念碑

第拾六大區十一ノ小區
相州鎌倉郡鍛冶ヶ谷邑
九年第七月
柳下 勝右衛門
小岩井六郎兵衛
神奈川縣權令

〔釈文〕

当年定免

一 高三百九拾六石九斗壹升九合

内高壹斗貳升四合 山高小物成

此反別三拾九町六反廿七步

此訳



辰割付 明治元年十月（資料番号 年貢割付状-66）
明治になってからの年貢割付である。発行者は新政府・山県
で受取人は鍛冶ヶ谷村の名主、組頭、惣百姓であり、幕府時代
と同じく村単位である。石高はじめ内訳は以前とほぼ同じであ
る。

（二）辰御年貢可納割付之事

田高貳百三拾九石九斗貳升壹合

此反別拾八町五反八畝三步

此取米七拾五石三斗貳升五合

畑高百五拾六石九斗九升八合

内高壹斗貳升四合

此反別貳拾壹町貳畝廿四步

内高五升

此反別壹畝步

残高百五拾六石九斗四升八合

此反別貳拾壹町壹畝廿四步

此取米四石貳斗八升壹合

永拾八貫百八拾壹文八分

内訳

高百拾貳石六斗五升五合

上田七町五反壹畝壹步

反米四斗四升四合壹勺六才

高七拾壹石七斗五升六合

中田五町五反壹畝廿九步

拾三
反米四斗五合

高五拾石三斗五升

下田五町三畝拾五步

拾
反米三斗六升五合

高五石壹斗六升

下々田五反壹畝拾八步

拾
反米貳斗三升六合八勺貳才

高九石五斗七升

上田畑成六反三畝廿四步

拾五
反米貳斗四升貳合

高拾石貳斗四升八合

中田畑成七反八畝廿五步

拾三
反米貳斗壹升九合

高五石五升三合

下田畑成五反拾六步

拾
反米貳斗

高四拾貳石四斗三合

上畑四町貳反四畝壹步

拾
反永百五拾四文四分

高貳拾八石九斗五升

中畑三町六反壹畝九步

八〇一三

内 三町三反九畝廿七步

貳反壹畝拾貳步

反永百貳拾文九分
山畑取下 反永拾文

高五拾壹石七斗八升

下畑拾町三反五畝拾八步

五

内高五升 壹畝步

山崩引

高五拾壹石七斗三升

残拾町三反四畝拾八步

内七町六反貳畝廿三步

貳町七反壹畝廿五步

反永七拾四文八分
山畑取下 反永拾七文九分

高八石八斗七升

屋敷八反八畝廿壹歩

拾

反永百四拾七文九分

来る極月十日限、急度可在皆済
もの也

取合 米七拾九石六斗六合

内田米七拾五石三斗式升五合

畑米四石式斗八升壹合

永拾八貫百八拾壹文八分

明治元辰年十月

葦山県

外

一 永壹貫四百拾式文

山 年 貢

此反別 拾四町四反九畝廿四歩

一 永六百式拾八文七分

小 物 成

一 永七百五拾文

質屋冥加永

一米式斗三升八合

御伝馬宿入用

掛高式百四拾八石九斗壹升九合

外高百四拾八石

助郷高免除

一 永六百式拾式文三分

御蔵米入用

掛高外高 右同断

一米四斗九升八合

六尺給米

納合 米八拾石三斗四升貳合

永式拾壹貫五百九拾四文八分

右は、当辰壹ヶ年定免御取箇其外
書面の通候条、村中大小の百姓入作の
もの迄不残立会、無高下割合之、

葦山県の概要

慶応4年(1868)6月29日 - 伊豆国田方郡にあった葦山代官所に葦山県を設置。従来の代官所の管轄下にあった幕府領（幕府領は伊豆国、相模国、駿河国、武蔵国などに存在した。）に加え、旗本領の一部、さらに小田原藩領・沼津藩領・荻野山中藩領の一部も加え管轄した。知事は前葦山代官江川英武。

但し、管轄地域となった相模国東部と駿河国の支配は明治2年までに順次、神奈川県、静岡県に移管された。

当鍛冶ヶ谷村の属する相模国鎌倉郡は明治元年12月に神奈川県に移管された。本文書から鍛冶ヶ谷村は明治元年10月時点では、まだ、葦山県の管轄下にあったことが判る。

明治4年(1871)11月14日 - 第1次府県統合により相模国西部と伊豆国内の3県（葦山県、小田原県、荻野山中県）が合併して足柄県となり、葦山県は廃止となった。出典「葦山町史 六巻、七巻」

右村

名主

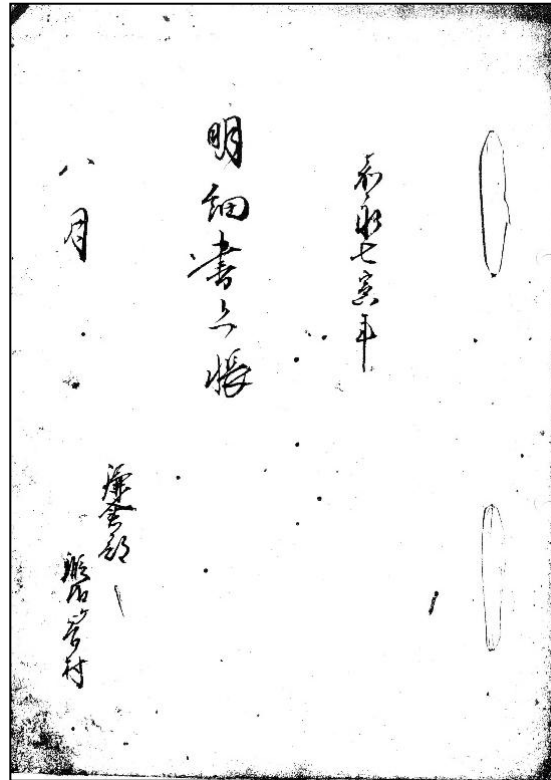
組頭

惣百姓

明細書上帳 嘉永七寅年八月（資料番号 村政・村況・77）

この明細書上帳は鍛冶ヶ谷村の領主が川越藩から熊本藩に替わった際に、熊本藩へ提出したものである。村高、村の大きさ、家数、人数、農間稼、四季打鉄砲など村の様子が記載されている。

（二）明細書上帳



釈文

嘉永七寅年

明細書上帳

八月

鎌倉郡鍛冶ヶ谷村

一 高三百九拾六石九斗壺升九合

相州鎌倉郡鍛冶ヶ谷村

江戸迄道法 十二里

大津御陣屋迄道法 七里

方角巳午の方

内 壺斗式升四合 山高小物成

此反別 三拾九町六反廿七歩

内 式拾町五反壺畝八歩 田方

拾九町九畝拾九歩 畑方

内 壺畝歩 諸引

残三拾九町五反九畝廿七歩

此訳

上田 八町壺反四畝廿五歩

盛十五

内 六反三畝廿四歩 畑成取下 反式斗四升式合

残七町五反壺畝壺歩

反米四斗四升四合壺勺六才余

中田 六町三反廿四歩

盛十三

内 七反八畝廿五歩 畑成取下 反式斗壺升九合

残五町五反四畝廿九歩

反米四斗五合

下田 五町五反四畝壺歩

盛十

内 五反拾六歩 畑成取下 反式斗

残五町三畝拾五歩

反米三斗六升五合

下々田 五反壺畝拾八歩

盛十

反米式斗六升六合八勺式才

上畑 四町式反四畝壺歩

盛十

永百五十四文四分

中畑 三町六反壺畝九歩

盛八〇一三

内 式反壺畝拾式歩 山畑取下 反に十文

（残）三町三反九畝二十七歩

反に百廿文九分

下畑 拾町三反五畝拾八歩

盛五

内 壹畝歩

荒地山崩引

貳町七反壹畝廿五歩 山畑取下 反拾七文九分

(残)七町六反貳畝廿三歩 反に七十四文八分

屋敷 八反八畝廿壹歩 反に百四十七文九分

取永 壹貫二百一十一文八分七厘

取合 米 八拾壹石貳斗九升四合

内 壹石七斗三升三合去る未より増米

永 拾八貫百拾壹文八分

外

永 壹貫四百拾貳文

山年貢

此反別 拾四町四反九畝廿

永 六百廿八文七分

小物成

小以 永貳貫四拾文七分

納合 米 八拾壹石貳斗九升四合

永 貳拾貫貳百貳拾貳文五分

一 御検地 延宝六年午七月 成瀬五左衛門様御繩入御座候

一 散在野 無御座候

一 御林野 無御座候

一 桑漆 無御座候

一 蚕 無御座候

一 紙漉 無御座候

一 御百姓薪 持分の持山にて取申候

一 海岸迄道法 南坂之下・材木座村迄 二里半

北森村・中原村・杉田村迄 何れも二里余

東 金沢 三里

一 用水溜堰 無御座候

一 田方を養候用水懸り無之、天水斗にて御座候

一 里口場等口口

一 百姓持山に竹藪と申候は無御座、雑木立の中に少々竹相見

へ申候

一 杉 壹町三反歩余 但し、文政・天保頃より追々植付候間、

杉松共、何れも小間木同様、

一 松 壹町八反歩余 小木に御座候

一 残町歩の儀は、何れも雑木山に御座候

一 新田地 無御座候

一 悪水堀 貳ヶ所 川間橋 長貳間 巾四尺

白まゝ橋 長壹間半(巾)四尺

但し板橋

一 小川壹筋、川名無御座候 清田橋 長さ貳間 巾四尺

駒形橋 長さ貳間 巾四尺

但し板橋に御座候

右川上、上之村より流出、川下柚(狹)川筋桂村地内に落合申

候

一 新田地 無御座候

一 橋四ヶ所 此訳 駒形橋 長さ貳間

後田橋 長さ貳間

川間橋 長さ貳間

由ま々橋 長さ九尺 何れも板橋御座候

一 木挽壺人 源左衛門

木綿 壹斗位、大豆 五升、小豆 貳升五合

御公儀様より、大筒為用五ヶ年に亅度づつ、東海道藤沢宿在、

鵜沼村へ御越被遊候節、御用人足勤来候処、松平肥後守様

相州三浦郡觀音崎御台場御備に就ては、諸御用人足、

多分相勤候に付、去天保二卯年より御免に相成申候

御伝馬の儀、東海道戸塚宿定助郷に御座候処、村方困窮

難渋の段、道中御奉行稲葉下野守様・水野対馬守様

御願申上候処、去延享元子年十月中、村柄御見分の上、

村高の内、百石御免除被仰付候

残高貳百九拾六石、戸塚宿定助郷相勤来居り候処、

松平織丸様御備場御持の節、諸御用相勤候に付、

去嘉永四亥年正月より、十ヶ年の間、免除被仰付候

男女農間稼 男 縄、槓（薪）切仕候、

女
糸機仕候

田畑質物 十ヶ年限りに御座候

当村より 東の方 中之村 南 桂村・公田村

西の方 小菅ヶ谷村 北の方 上野庭村

家數三拾六軒

内寺壺軒、堂は弐軒

人数合 百八拾三人

内男八拾六人

内 五拾六人 十五才以上、六十才以下

女九拾六人

内僧 𡵈人

馬
四疋

牛無御座候

一 御除地 畑 壹反六畝歩 本寺鎌倉郡玉繩村(渡内村)天嶽院末

曹洞宗正翁寺中

一 御除地 畑 貳畝廿六歩 正翁寺支配

觀音堂屋敷

一 御除地 畑 拾貳歩 同寺支配

地藏堂屋敷

一 御除地 畑 貳拾四歩 同寺支配

藥師堂屋敷

一 御除地 畑 拾貳歩 村持 八幡社中

一 御除地 畑 拾貳歩 同 権現社中

一 御見捨地 同 神明社中

一 御見捨地 同 社軍神中

一 御見捨地 同 天王森社中

一 御見捨地 同 子之神社中

右の通、明細奉書上候処、相違無御座候 以上

右村

嘉永七寅年八月 百姓代 儀兵衛

年寄 源左衛門

名主 勝右衛門

小岩井六郎兵衛

細川様より、明細帳差出候様被仰付候に付、
差出候控に有之候

註 森村…森雑色村・森公田村、中原村…森中原村

松平織丸 上州吉井一万石 (紀州分家)